

「薩摩川内市ふるさと景観計画」 新旧対照表

旧 ページ	旧	新 ページ	新
第4章と第5章を入れ替え、節の追加（青下線）			
目次	《目次》 第1章 計画策定の趣旨と計画の構成..... 1 1. 計画策定の目的..... 1 2. 計画の期間..... 2 3. 計画の構成..... 3 第2章 市域全体の景観形成方針..... 4 1. 景観計画区域の設定..... 4 2. 景観に関する特性と課題..... 4 3. 良好な景観形成に関する方針..... 9 第3章 ソーン別の景観形成方針..... 11 1. 景観形成ゾーン・景観提案地区・景観啓発地区・景観地区の設定..... 11 2. 都市文化ゾーンの景観形成方針..... 12 3. 田園文化ゾーンの景観形成方針..... 13 4. 海洋文化ゾーンの景観形成方針..... 15 第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項..... 22 1. 届出を要する行為..... 22 2. 行為制限（景観形成基準）の設定..... 24 第5章 景観提案制度..... 26 1. 景観提案制度の概要..... 26 2. 景観提案地区、景観啓発地区、景観地区の提案基準..... 26 3. 景観重要資産、景観重要建造物、景観重要樹木の提案基準..... 28 第6章 その他の良好な景観形成に関する方針..... 32 1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項の策定..... 32 2. 景観重要公共施設の整備..... 32 3. 景観農業振興地域整備計画の策定..... 37 第7章 協働による良好な景観の形成に資する活動の促進..... 38 1. 基本的な考え方..... 38 2. 景観形成の推進体制..... 39 3. 景観形成事業..... 40	目次	《目次》 第1章 計画策定の趣旨と計画の構成..... 1 1. 計画策定の目的..... 1 2. 計画の期間..... 2 3. 計画の構成..... 3 第2章 市域全体の景観形成方針..... 4 1. 景観計画区域の設定..... 4 2. 景観に関する特性と課題..... 4 3. 良好な景観形成に関する方針..... 7 第3章 ソーン別の景観形成方針..... 9 1. 都市文化ゾーンの景観形成方針..... 9 2. 田園文化ゾーンの景観形成方針..... 10 3. 海洋文化ゾーンの景観形成方針..... 11 第4章 景観提案制度..... 13 1. 景観提案制度の概要..... 13 2. 景観提案地区、景観啓発地区、景観地区・準景観地区の提案基準..... 13 3. 景観重要資産、景観重要建造物、景観重要樹木の提案基準..... 19 第5章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項..... 23 1. 一般区域内における届出を要する行為..... 23 2. 一般区域内における行為制限（景観形成基準）の設定..... 25 3. <u>長目の浜準景観地区における認定及び許可を要する行為と制限</u>..... 27 第6章 その他の良好な景観形成に関する方針..... 31 1. 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置の制限..... 31 2. 景観農業振興地域整備計画の策定..... 31 3. 景観重要公共施設の整備..... 31 第7章 協働による良好な景観の形成に資する活動の促進..... 37 1. 基本的な考え方..... 37 2. 景観形成の推進体制..... 38 3. 景観形成事業..... 39
ヘッダーと章タイトルの表示変更			
全体	薩摩川内市ふるさと景観計画 第1章 計画策定の趣旨と計画の構成	全体	第1章 計画策定の趣旨と計画の構成 第1章 計画策定の趣旨と計画の構成

第1章 計画策定の趣旨と計画の構成

1. 計画策定の目的

旧 ページ	旧	新 ページ	新
	「第2次薩摩川内市総合計画」から「薩摩川内市総合計画」へ変更、通称「景観地区」から「景観地区・準景観地区」へ変更		
P1	そこで、第2次薩摩川内市総合計画（以下「総合計画」という。）に基づき、本市の景観形成に係る施策を総合的に講ずるため、「薩摩川内市ふるさと景観計画」（以下「本計画」という。）を策定します。 なお、総合計画と本計画及び関連施策等との関係は以下のとおりです。 図表1 総合計画等関連施策との関係 ※景観法第61条第1項に規定される「景観地区」及び法第74条第1項に規定される「準景観地区」について、共に本市では通称「景観地区」として取り扱うこととします。	P1	そこで、本市のまちづくり全体の方向性を示す「薩摩川内市総合計画」（以下、「総合計画」という。）に基づき、本市の景観形成に係る施策を総合的に講ずるため、「薩摩川内市ふるさと景観計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。 図表1 総合計画等関連施策との関係 ※景観法第61条第1項に規定される「景観地区」及び法第74条第1項に規定される「準景観地区」について、共に本市では通称「景観地区」として取り扱うこととします。

2. 計画の期間

旧
ページ

旧

新
ページ

新

計画期間の変更

P2

2. 計画の期間

本計画の期間は、第2次薩摩川内市総合計画の後期基本計画である令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
なお、その後の社会的な情勢の変化等により、必要に応じて計画を見直すこととします。

図表2 景観計画の期間

年 度		平成27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6
第2次薩摩川内市総合計画	基本構想	10年間									
	基本計画	前期5年間					後期5年間				
薩摩川内市ふるさと景観計画		前期5年間					5年間				

P2

2. 計画の期間

本計画の期間は、上位計画である総合計画の計画期間に合わせ、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。
なお、今後の社会的な情勢の変化等により、必要に応じて計画を見直すこととします。

図表2 景観計画の期間

年 度		令和7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
薩摩川内市総合計画		10年間									
薩摩川内市ふるさと景観計画		10年間									

参考1のイメージ追加

P2

■参考1 景観の捉え方と景観形成の考え方

1. 景観の捉え方

「景色³」とは、一般的に『眺望した自然の風景のこと』をいいます。
また「風景⁴」とは、『自然のありのままの姿であり、私たちが景色を見る際に視覚で捉えた事物を、見る人の心や感情などを通して主観的に捉えることができるもの』をいいます。
一方、「景観⁵」とは、『人の手が加わった形の景色を、大多数の人が主観を入れずに客観的に大差無く感じることができるような景色のこと』をいいます。
つまり「景観」とは、『地形・自然・都市など視覚で認識できるものの他に、地域の特色や歴史・文化など、そこにある人々の営みによって形成された景色、風景を総合して捉えることができるもの』といえます。

2. 「景観形成」の考え方

一般的に地域のまちづくりにおいて、景観を「守り・つくり・高める」ことを「景観形成」と呼んでいます。本市においても、市民、事業者、地区コミュニティ協議会、まちづくり団体、市等が一体となって、景観を「守り、つくり、高める」ことにより、公共の財産である景観にそれぞれの地域の価値を見出し、全体としてより質の高い調和の取れた景観形成ができるものと考えます。

P2

■参考1 景観の捉え方と景観形成の考え方

1. 景観の捉え方

「景色³」とは、一般的に『眺望した自然の風景のこと』をいいます。
また「風景⁴」とは、『自然のありのままの姿であり、私たちが景色を見る際に視覚で捉えた事物を、見る人の心や感情などを通して主観的に捉えることができるもの』をいいます。
一方、「景観⁵」とは、『人の手が加わった形の景色を、大多数の人が主観を入れずに客観的に大差無く感じることができるような景色のこと』をいいます。
つまり「景観」とは、『地形・自然・都市など視覚で認識できるものの他に、地域の特色や歴史・文化など、そこにある人々の営みによって形成された景色、風景を総合して捉えることができるもの』といえます。

本市における「景観」イメージ

現在の
人々の営み等

これまでの歴史・
文化・人々の営み

地形・自然

2. 「景観形成」の考え方

一般的に地域のまちづくりにおいて、景観を「守り・つくり・高める」ことを「景観形成」と呼んでいます。本市においても、市民、事業者、地区コミュニティ協議会、まちづくり団体、市等が一体となって、景観を「守り、つくり、高める」ことにより、公共の財産である景観にそれぞれの地域の価値を見出し、全体としてより質の高い調和の取れた景観形成ができるものと考えます。

3. 計画の構成

旧 ページ	旧	新 ページ	新
	景観提案地区、景観啓発地区、景観地区の構成替え		
P3、 P13 ～ P20	基本方針 ■第1・2章 市域全体の景観形成方針 ①景観計画区域 [景観法第8条第2項第1号] ②良好な景観形成に関する方針 [景観法第8条第3項] ■第3章 ソーン別の景観形成方針 ●都市文化ゾーン ●田園文化ゾーン ●海洋文化ゾーン ・対象区域 ・景観形成目標 ・景観形成方針 [景観法第8条第2項第1号] ①景観提案地区 ②景観啓発地区 ③景観地区 [景観法第61条第1項] [法第74条第1項] 制限・誘導 ■第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 ①届出対象行為 ②行為の制限 —[景観形成基準(ゾーン別)] [景観法第8条第2項第2号] ■第5章 景観提案制度 ①景観地区提案 ②景観重要資産提案 ■第6章 その他良好な景観形成に関する方針 ①屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項の策定 [景観法第8条第2項第4号] ②景観重要公共施設 ・指定基準 [景観法第8条第2項第4号] ○一級河川(川内川) ○国道3号 ○都市計画道路：昭和通線 ○都市計画道路：平成通線 ③景観農業振興地域整備計画 [景観法第55条第1項]	P3、 P14 ～ P17 P27 ～ P29	基本方針 ■第1章 計画策定の趣旨と計画の構成 ①計画策定の目的 ②計画の期間 ③計画の構成 ■第2章 市域全体の景観形成方針 ①景観計画区域 [景観法第8条第2項第1号] ②良好な景観形成に関する方針 [景観法第8条第3項] ■第3章 ソーン別の景観形成方針 ①都市文化ゾーン ②田園文化ゾーン ③海洋文化ゾーン ・対象区域 ・景観特性 ・景観形成目標及び方針 制限・誘導 ■第4章 景観提案制度 ①景観地区提案 ○景観提案地区 ○景観啓発地区 ○景観地区・準景観地区 [景観法第61条第1項] [法第74条第1項] ②景観重要資産提案 ■第5章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 [景観法第8条第2項第2号] [法第75条第1項、第2項] ①一般区域における届出対象行為と行為の制限 ②長目の浜準景観地区における認定及び許可を要する行為と制限 ■第6章 その他良好な景観形成に関する方針 ①屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項の策定 [景観法第8条第2項第4号] ②景観農業振興地域整備計画 [景観法第55条第1項] ③景観重要公共施設 [景観法第8条第2項第4号] ○一級河川(川内川) ○国道3号 ○都市計画道路：昭和通線 ○都市計画道路：平成通線

第2章 市域全体の景観形成方針

1. 景観計画区域の設定

旧 ページ	旧	新 ページ	新
景観計画区域の強調			
P4	1. 景観計画区域の設定 本市における様々な景観資源 ² に十分配慮した景観の保全や、人々の営みと調和した質の高い景観を創造するなど、総合的な景観形成を進めるため、「本市全域」を景観計画区域とします。	P4	1. 景観計画区域の設定 本市における様々な景観資源 ² に十分配慮した景観の保全や、人々の営みと調和した質の高い景観を創造するなど、総合的な景観形成を進めるため、「 <u>本市全域</u> 」を景観計画区域とします。

2. 景観に関する特性と課題

旧 ページ	旧	新 ページ	新
市域面積等の修正			
P4	市域面積は、九州290市町村 ⁷ 中で第4位、鹿児島県では最大となる682.92平方キロメートルとなり、そのうち、市域面積の約30パーセントを山林、約12パーセントを田畑が占め、川内川、樋脇川などの一級河川、蘭牟田池などの湖沼、白砂青松が美しい海岸線などの多種多様な自然景観があります。	P4	市域面積は、 鹿児島県では最大となる682.92平方キロメートルで、その大半は山林と田畑が占め、川内川、樋脇川などの一級河川、蘭牟田池などの湖沼、白砂青松が美しい海岸線などの多種多様な自然景観があります。

本市の代表的な景観資源の変更

更には、八重山や尾岳に代表される山岳の他、身近にある寺山、丸山、愛宕山、遠目木山など常緑の山々がそびえ、棚田や平地の田畑などとともに、私たちの生活における日常的な風景の一部となっており、集落と共存した田園景観、里地里山の景観が数多く見受けられます。 また、棚田100選に選ばれた内之尾棚田や、川内の国道3号電線類地中化地区など、生活の一部としての良好な景観が存在しているものもあります。 図表4 本市の代表的な景観資源 <table><tr><th>資源区分</th><th>代表的な景観資源</th></tr><tr><td>①自然資源</td><td>・川内川河畔、蘭牟田池、中郷上池下池、天神池、唐浜海岸、西方海岸、トンボロ地形、長目の浜、鹿島断崖、ナボレオン岩、人形岩、瀬尾観音三滝、八重山、尾岳、冠岳、遠目木山、柳山、日笠山、寺山、丸山、月屋山、猫岳、愛宕山</td></tr><tr><td>②歴史・文化資源</td><td>・神亀山・可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡、入来麓伝統的建造物群保存地区、清色城跡、藤川天神、泰平寺、横岡古墳、倉野磨崖仏、猫岳、長崎堤防、江之口橋、里武家屋敷跡、手打武家屋敷通り、津口番所跡</td></tr><tr><td>③生活資源</td><td>・川内駅、国道3号無電柱化地区、川内高城温泉、市比野温泉、寄田の棚田、内之尾棚田、江之口橋、甕大明神橋、甕大橋</td></tr></table>	資源区分	代表的な景観資源	①自然資源	・川内川河畔、蘭牟田池、中郷上池下池、天神池、唐浜海岸、西方海岸、トンボロ地形、長目の浜、鹿島断崖、ナボレオン岩、人形岩、瀬尾観音三滝、八重山、尾岳、冠岳、遠目木山、柳山、日笠山、寺山、丸山、月屋山、猫岳、愛宕山	②歴史・文化資源	・神亀山・可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡、入来麓伝統的建造物群保存地区、清色城跡、藤川天神、泰平寺、横岡古墳、倉野磨崖仏、猫岳、長崎堤防、江之口橋、里武家屋敷跡、手打武家屋敷通り、津口番所跡	③生活資源	・川内駅、国道3号無電柱化地区、川内高城温泉、市比野温泉、寄田の棚田、内之尾棚田、江之口橋、甕大明神橋、甕大橋	更には、八重山や尾岳に代表される山岳の他、身近にある寺山、丸山、愛宕山、遠目木山など常緑の山々がそびえ、棚田や平地の田畑などとともに、私たちの生活における日常的な風景の一部となっており、集落と共存した田園景観、里地里山の景観が数多く見受けられます。 また、甕大橋や、川内の国道3号電線類地中化地区など、生活の一部としての良好な景観が存在しているものもあります。 図表4 本市の代表的な景観資源 <table><tr><th>資源区分</th><th>代表的な景観資源</th></tr><tr><td>①自然資源</td><td>・川内川河畔、蘭牟田池、中郷上池下池、天神池、唐浜海岸、西方海岸、トンボロ地形、長目の浜、鹿島断崖、ナボレオン岩、人形岩、瀬尾観音三滝、八重山、尾岳、冠岳、遠目木山、柳山、日笠山、寺山、丸山、月屋山、猫岳、愛宕山</td></tr><tr><td>②歴史・文化資源</td><td>・神亀山・可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡、入来麓伝統的建造物群保存地区、清色城跡、藤川天神、泰平寺、横岡古墳、倉野磨崖仏、猫岳、長崎堤防、江之口橋、里武家屋敷跡、手打武家屋敷通り、津口番所跡</td></tr><tr><td>③生活資源</td><td>・川内駅、国道3号無電柱化地区、川内高城温泉、市比野温泉、寄田の棚田、内之尾棚田、江之口橋、甕大明神橋、甕大橋</td></tr></table>	資源区分	代表的な景観資源	①自然資源	・川内川河畔、蘭牟田池、中郷上池下池、天神池、唐浜海岸、西方海岸、トンボロ地形、長目の浜、鹿島断崖、ナボレオン岩、人形岩、瀬尾観音三滝、八重山、尾岳、冠岳、遠目木山、柳山、日笠山、寺山、丸山、月屋山、猫岳、愛宕山	②歴史・文化資源	・神亀山・可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡、入来麓伝統的建造物群保存地区、清色城跡、藤川天神、泰平寺、横岡古墳、倉野磨崖仏、猫岳、長崎堤防、江之口橋、里武家屋敷跡、手打武家屋敷通り、津口番所跡	③生活資源	・川内駅、国道3号無電柱化地区、川内高城温泉、市比野温泉、 寄田の棚田、内之尾棚田、 江之口橋、甕大明神橋、甕大橋
資源区分	代表的な景観資源																
①自然資源	・川内川河畔、蘭牟田池、中郷上池下池、天神池、唐浜海岸、西方海岸、トンボロ地形、長目の浜、鹿島断崖、ナボレオン岩、人形岩、瀬尾観音三滝、八重山、尾岳、冠岳、遠目木山、柳山、日笠山、寺山、丸山、月屋山、猫岳、愛宕山																
②歴史・文化資源	・神亀山・可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡、入来麓伝統的建造物群保存地区、清色城跡、藤川天神、泰平寺、横岡古墳、倉野磨崖仏、猫岳、長崎堤防、江之口橋、里武家屋敷跡、手打武家屋敷通り、津口番所跡																
③生活資源	・川内駅、国道3号無電柱化地区、川内高城温泉、市比野温泉、寄田の棚田、内之尾棚田、江之口橋、甕大明神橋、甕大橋																
資源区分	代表的な景観資源																
①自然資源	・川内川河畔、蘭牟田池、中郷上池下池、天神池、唐浜海岸、西方海岸、トンボロ地形、長目の浜、鹿島断崖、ナボレオン岩、人形岩、瀬尾観音三滝、八重山、尾岳、冠岳、遠目木山、柳山、日笠山、寺山、丸山、月屋山、猫岳、愛宕山																
②歴史・文化資源	・神亀山・可愛山陵・新田神社、薩摩国分寺跡、入来麓伝統的建造物群保存地区、清色城跡、藤川天神、泰平寺、横岡古墳、倉野磨崖仏、猫岳、長崎堤防、江之口橋、里武家屋敷跡、手打武家屋敷通り、津口番所跡																
③生活資源	・川内駅、国道3号無電柱化地区、川内高城温泉、市比野温泉、 寄田の棚田、内之尾棚田、 江之口橋、甕大明神橋、甕大橋																

P4～6



瀬尾観音三滝（下飯町）



ナポレオン岩（下飯町）



寄田の棚田



市比野温泉



泰平寺（大小路町）



新田神社（御陵下町）



江之口橋



藤川天神



人形岩（西方町）



寺山公園（天辰町）



川内高城温泉



鹿島断崖



川内駅前昭和通り（鳥追町）



武家屋敷跡（里町）

P4、5



瀬尾観音三滝



新田神社



江之口橋



鹿島断崖



泰平寺



市比野温泉



人形岩



里武家屋敷跡



瓶大橋



寺山公園



藤川天神



川内高城温泉



※本市には、上記の他にも、魅力的な景観資源がまだまだあります。「薩摩川内市ふるさと景観100選マップ」で紹介していますのでぜひご覧ください。

旧 ページ	旧	新 ページ	新																												
付番の修正、課題内容の変更																															
P7	<table><tr><th>課 題</th><th>内 容</th></tr><tr><td>① 自然景観の分断</td><td>● 近年の開発行為等により、自然景観の中で、無機質な人工物が大半を占め、地形のラインを損ねるなど、自然景観が途中で分断された地域が見受けられる。</td></tr><tr><td>②農林業の担い手不足による 荒廃地の増加</td><td>● 田園地域では、農林業の担い手不足により農地や山林の荒廃が増加傾向にある。この傾向は今後人口減少や高齢、過疎化に伴い、ますます増加していく懸念がある。</td></tr><tr><td>② 建築物等の色彩の不調和</td><td>● 数は少ないものの周辺に調和しない派手な色彩の建築物等が見受けられる。また、無秩序な広告物が乱立し、統一したまち並み景観の形成が困難になっている。</td></tr><tr><td>③ 建築物の高さの不調和</td><td>● 中心市街地では、高層マンションなどの建設が増加し、周辺の建築物との高さの不調和等が起きている。</td></tr><tr><td>④ 市街地の空き店舗の増加</td><td>● 中心市街地では、郊外型店舗の増加により、シャッターが降りている空き店舗が増加している通りが見受けられる。</td></tr><tr><td>⑤ 屋外広告物の乱立</td><td>● 中心市街地の屋外広告物の乱立により、周囲の景観との不調和や、まちの美観が乱されている。</td></tr></table>	課 題	内 容	① 自然景観の分断	● 近年の開発行為等により、自然景観の中で、無機質な人工物が大半を占め、地形のラインを損ねるなど、自然景観が途中で分断された地域が見受けられる。	②農林業の担い手不足による 荒廃地の増加	● 田園地域では、農林業の担い手不足により農地や山林の荒廃が増加傾向にある。この傾向は今後人口減少や高齢、過疎化に伴い、ますます増加していく懸念がある。	② 建築物等の色彩の不調和	● 数は少ないものの周辺に調和しない派手な色彩の建築物等が見受けられる。また、無秩序な広告物が乱立し、統一したまち並み景観の形成が困難になっている。	③ 建築物の高さの不調和	● 中心市街地では、高層マンションなどの建設が増加し、周辺の建築物との高さの不調和等が起きている。	④ 市街地の空き店舗の増加	● 中心市街地では、郊外型店舗の増加により、シャッターが降りている空き店舗が増加している通りが見受けられる。	⑤ 屋外広告物の乱立	● 中心市街地の屋外広告物の乱立により、周囲の景観との不調和や、まちの美観が乱されている。	P6	<table><tr><th>課 題</th><th>内 容</th></tr><tr><td>① 自然景観の分断</td><td>● 近年の開発行為等により、自然景観の中で、無機質な人工物が大半を占め、地形のラインを損ねるなど、自然景観が途中で分断された地域が見受けられる。</td></tr><tr><td>② 農林業の担い手不足による 荒廃地の増加</td><td>● 田園地域では、農林業の担い手不足により農地や山林の荒廃が増加傾向にある。この傾向は今後人口減少や高齢、過疎化に伴い、ますます増加していく懸念がある。</td></tr><tr><td>③ 建築物等の色彩の不調和</td><td>● 数は少ないものの周辺に調和しない派手な色彩の建築物等が見受けられる。また、無秩序な広告物が乱立し、統一したまち並み景観の形成が困難になっている。</td></tr><tr><td>④ 建築物の高さの不調和</td><td>● 中心市街地では、高層マンションなどの建設が増加し、周辺の建築物との高さの不調和等が起きている。</td></tr><tr><td>⑤ 市街地の空き店舗の増加</td><td>● 中心市街地では、郊外型店舗の増加により、シャッターが降りている空き店舗が増加している通りが見受けられる。</td></tr><tr><td>⑥ 屋外広告物の乱立</td><td>● 中心市街地の屋外広告物の乱立により、周囲の景観との不調和や、まちの美観が乱されている。</td></tr></table>	課 題	内 容	① 自然景観の分断	● 近年の開発行為等により、自然景観の中で、無機質な人工物が大半を占め、地形のラインを損ねるなど、自然景観が途中で分断された地域が見受けられる。	② 農林業の担い手不足による 荒廃地の増加	● 田園地域では、農林業の担い手不足により農地や山林の荒廃が増加傾向にある。この傾向は今後人口減少や高齢、過疎化に伴い、ますます増加していく懸念がある。	③ 建築物等の色彩の不調和	● 数は少ないものの周辺に調和しない派手な色彩の建築物等が見受けられる。また、無秩序な広告物が乱立し、統一したまち並み景観の形成が困難になっている。	④ 建築物の高さの不調和	● 中心市街地では、高層マンションなどの建設が増加し、周辺の建築物との高さの不調和等が起きている。	⑤ 市街地の空き店舗の増加	● 中心市街地では、郊外型店舗の増加により、シャッターが降りている空き店舗が増加している通りが見受けられる。	⑥ 屋外広告物の乱立	● 中心市街地 の屋外広告物の乱立により、周囲の景観との不調和や、まちの美観が乱されている。
課 題	内 容																														
① 自然景観の分断	● 近年の開発行為等により、自然景観の中で、無機質な人工物が大半を占め、地形のラインを損ねるなど、自然景観が途中で分断された地域が見受けられる。																														
②農林業の担い手不足による 荒廃地の増加	● 田園地域では、農林業の担い手不足により農地や山林の荒廃が増加傾向にある。この傾向は今後人口減少や高齢、過疎化に伴い、ますます増加していく懸念がある。																														
② 建築物等の色彩の不調和	● 数は少ないものの周辺に調和しない派手な色彩の建築物等が見受けられる。また、無秩序な広告物が乱立し、統一したまち並み景観の形成が困難になっている。																														
③ 建築物の高さの不調和	● 中心市街地では、高層マンションなどの建設が増加し、周辺の建築物との高さの不調和等が起きている。																														
④ 市街地の空き店舗の増加	● 中心市街地では、郊外型店舗の増加により、シャッターが降りている空き店舗が増加している通りが見受けられる。																														
⑤ 屋外広告物の乱立	● 中心市街地の屋外広告物の乱立により、周囲の景観との不調和や、まちの美観が乱されている。																														
課 題	内 容																														
① 自然景観の分断	● 近年の開発行為等により、自然景観の中で、無機質な人工物が大半を占め、地形のラインを損ねるなど、自然景観が途中で分断された地域が見受けられる。																														
② 農林業の担い手不足による 荒廃地の増加	● 田園地域では、農林業の担い手不足により農地や山林の荒廃が増加傾向にある。この傾向は今後人口減少や高齢、過疎化に伴い、ますます増加していく懸念がある。																														
③ 建築物等の色彩の不調和	● 数は少ないものの周辺に調和しない派手な色彩の建築物等が見受けられる。また、無秩序な広告物が乱立し、統一したまち並み景観の形成が困難になっている。																														
④ 建築物の高さの不調和	● 中心市街地では、高層マンションなどの建設が増加し、周辺の建築物との高さの不調和等が起きている。																														
⑤ 市街地の空き店舗の増加	● 中心市街地では、郊外型店舗の増加により、シャッターが降りている空き店舗が増加している通りが見受けられる。																														
⑥ 屋外広告物の乱立	● 中心市街地 の屋外広告物の乱立により、周囲の景観との不調和や、まちの美観が乱されている。																														
総合計画における「まちづくり」の将来像の削除																															
P8	(3) 総合計画における「まちづくり」の将来像 総合計画におけるまちづくりの基本理念は、「安心・安全」「活力」「共生」「行財政」です。持続可能なまちづくりにおいて、地域の「安心・安全」が守られ、地域に「活力」がみなぎり、多様な主体の参画＝「共生」のもと、安定した「行財政」が運営され、それらが相互に連携しあいながら効果的に機能する好循環の仕組みを構築していくというものです。 基本理念を踏まえ、本市の将来都市像を「人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内」と設定しています。 また、まちづくりの基本理念に基づく将来都市像の実現に向けて、6つの政策の基本方針を定め、施策の方向性を示しています。そこで本市の景観形成は、総合計画の将来像の実現を目指して取り組む必要があります。 図表6 総合計画の基本理念及び将来都市像 総合計画『基本理念』 【安全・安心】互いに支え合い、安全・安心な暮らしを充実します 【活力】培った地域の活力から、更なる魅力を創造します 【共生】人と地域が活躍する、共生協働のまちづくりを進めます 【行財政】効果的・効率的な行財政運営を推進します 総合計画『将来都市像』 人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内 図表7 総合計画の政策展開の基本方針 1 豊やかに生き生きと暮らせるまちづくり【健康・福祉】 2 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり【生活環境】 3 地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり【産業振興】 4 安全性と利便性の質を高めるまちづくり【社会基盤】 5 次世代を担う人と文化を育むまちづくり【教育文化】 6 市民みんなで考え、行動するまちづくり【地域創生】	—	削除																												

第3章 ゾーン別の景観形成方針

3. 海洋文化ゾーンの景観形成方針

旧 ページ	旧	新 ページ	新
海洋文化ゾーンの景観形成方針の追加			
P15、 16	4. 海洋文化ゾーンの景観形成方針 (1) 対象区域と景観特性 海洋文化ゾーンは、川内地区の東シナ海沿岸地域及び甌島地域を対象区域とします。この区域は、東シナ海を中心とした海洋性固有の景観が形成されており、海岸沿いでは昔からの白砂青松の風景が見られます。 特に甌島地域には、山腹の傾斜地から麓にかけて、畑や水田が広がるとともに、海辺には切り立った断崖や複雑な海岸線などの自然景観が数多く残されています。 (2) 景観形成の目標と方針 海洋文化ゾーンの景観形成目標を「海辺の生活と海とのかかわりが感じられる海洋景観の形成」とし、方針は次のとおりとします。 ● 自然が作り出した変化に富んだ海岸線及び常緑の森林等の自然景観を保全する。 ● 海岸周辺に面して植樹をするなど、緑に配慮した海岸景観を形成する。 ● 中低層を主体とした緑豊かな潤いのある住宅地景観を形成する。	P11	3. 海洋文化ゾーンの景観形成方針 (1) 対象区域と景観特性 海洋文化ゾーンは、川内地区の東シナ海沿岸地域及び甌島地域を対象区域とします。この区域は、東シナ海を中心とした海洋性固有の景観が形成されており、海岸沿いでは昔からの白砂青松や、東シナ海に沈む夕日が水平線を彩るの風景が見られます。 特に甌島地域には、山腹の傾斜地から麓にかけて、畑や水田が広がるとともに、海辺には切り立った断崖や複雑な海岸線などの自然景観が数多く残されています。 (2) 景観形成の目標と方針 海洋文化ゾーンの景観形成目標を「海辺の生活と海とのかかわりが感じられる海洋景観の形成」とし、方針は次のとおりとします。 ● 自然が作り出した変化に富んだ海岸線、水平線及び常緑の森林等の自然景観を保全する。 ● 海岸周辺に面して植樹をするなど、緑に配慮した海岸景観を形成する。 ● 中低層を主体とした緑豊かな潤いのある住宅地景観を形成する。

■参考 2

旧
ページ

新
ページ

旧

新

景観啓発地区、準景観地区の構成替えによる削除

■参考 2 景観形成ゾーンと景観啓発地区・準景観地区一覧

図表 1 5 景観形成ゾーンの設定

ゾーン	項 目	内 容
①都市文化ゾーン	対象区域	●川内地区の中心市街地周辺の都市計画用途地域
	ゾーンの位置づけ	●川内駅や国道 3 号など幹線道路があり、本市の都市機能を有している区域
	区域の概況	●国道 3 号などの幹線を中心に市街地が形成され、その背後に住宅が密集している。 ●商業・教育・文化・医療・行政等の都市機能が集積されている。 ●市の中心部に雄大な川内川が流れるなどの自然景観も兼ね備えている。
	景観形成の目標	うらおいと活力に満ちた、風格のある市街地景観の形成
②田園文化ゾーン	対象区域	●樋脇、入来、東郷、祁答院及び川内の田園区域
	ゾーンの位置づけ	●農林業が活発で、美しい農山景観が形成されている区域
	区域の概況	●里地里山などの田園景観や自然公園、歴史的価値を有している伝統的な集落等が集積している区域 ●美しい棚田などが広がり、ふるさとの景観が見受けられる。
	景観形成の目標	水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園景観の形成
③海洋文化ゾーン	対象区域	●川内地区の東シナ海沿岸地域及び甌島区域
	ゾーンの位置づけ	●本土地域と甌島地域の間に広がる、東シナ海を中心とした海洋性固有の景観が形成されている区域
	区域の概況	●海岸沿いに昔からある、白砂青松の風景が広がっている。また、切り立った断崖や複雑な海岸線などの自然景観が数多く残されている。
	景観形成の目標	海辺の生活と海とのかかわりが感じられる海洋景観の形成
準景観地区	【準景観地区】長目の浜準景観地区	

図表 1 6 景観啓発地区・準景観地区の形成方針

地区名	項 目	内 容
①入 来 麓 周辺地区	対象地域	●入来麓伝統的建造物群保存地区とその周辺
	景観形成方針	●観光・学習の場として活かせる歴史的風致を保全・活用する。
	期待する効果	●歴史的に貴重な景観を財産として保全し、後世へ残すことを目指す。
②蘭牟田池 周辺地区	対象地域	●蘭牟田池外輪山の内側（県立自然公園条例指定地：特別第 2 種特別地域）
	景観形成方針	●観光・学習の場として活かせる自然景観を保全・活用する。
	期待する効果	●自然と調和する色彩等による景観形成により、市民や観光客が再び訪れたい場所になることを目指す。
③長目の浜 準 景 観 地 区	地区範囲	● 3 つの視点場（田之尻展望所・渡り口・長目の浜展望所）から見るのできる山の稜線
	景観形成方針	●悠久の歴史で造られた 壮大で繊細な長目の浜を 永久の未来につなぐ
	基本目標	1. 主役の景観を守る 2. 美しい沿道景観を守り、育む 3. 地域の誇りである眺望景観を保つ

■参考 2 景観形成ゾーンと景観啓発地区・準景観地区一覧

図表 8 景観形成ゾーンの設定

ゾーン	項 目	内 容
①都市文化ゾーン	対象区域	●川内地区の中心市街地周辺の都市計画用途地域
	ゾーンの位置づけ	●川内駅や国道 3 号など幹線道路があり、本市の都市機能を有している区域
	区域の概況	●国道 3 号などの幹線を中心に市街地が形成され、その背後に住宅が密集している。 ●商業・教育・文化・医療・行政等の都市機能が集積されている。 ●市の中心部に雄大な川内川が流れるなどの自然景観も兼ね備えている。
	景観形成の目標	うらおいと活力に満ちた、風格のある市街地景観の形成
②田園文化ゾーン	対象区域	●樋脇、入来、東郷、祁答院及び川内の田園区域
	ゾーンの位置づけ	●農林業が活発で、美しい農山景観が形成されている区域
	区域の概況	●里地里山などの田園景観や自然公園、歴史的価値を有している伝統的な集落等が集積している区域 ●美しい棚田などが広がり、ふるさとの景観が見受けられる。
	景観形成の目標	水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園景観の形成
③海洋文化ゾーン	対象区域	●川内地区の東シナ海沿岸地域及び甌島区域
	ゾーンの位置づけ	●本土地域と甌島地域の間に広がる、東シナ海を中心とした海洋性固有の景観が形成されている区域
	区域の概況	●海岸沿いに昔からある、白砂青松の風景が広がっている。また、切り立った断崖や複雑な海岸線などの自然景観が数多く残されている。
	景観形成の目標	海辺の生活と海とのかかわりが感じられる海洋景観の形成
準景観地区	【景観啓発地区】入来麓周辺地区、蘭牟田池周辺地区 【準景観地区】長目の浜準景観地区	

削除

第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

旧
ページ

旧

新
ページ

新

第3章からの構成替えに伴う変更

第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

1. 届出を要する行為

本計画区域内における以下の行為は、景観法第16条第1項又は第2項に基づく届出対象行為¹⁷として市に届ける必要があります。

このうち、工作物の種類については、図表18に示します。

P18～
P20、
P22～
P25

第5章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

建築物の建築等、工作物の建設等または開発行為等を行う場合は、景観法に基づき、届出、認定及び許可の手続きが必要です。

当該行為の場所によって、届出、認定及び許可の種類と対象行為が異なります。

図表13 届出、認定、許可の対象一覧

対象行為		一般区域 (長目の浜準景観地区以外)	長目の浜準景観地区
建築物		届出	認定
工作物		届出	認定
開発行為等	開発行為	届出	許可
	土石の採取	届出	許可
	木竹の伐採	届出	許可
	屋外における物件の堆積	—	許可
	夜間照明	—	許可

1. 一般区域内における届出を要する行為

一般区域内における以下の行為は、景観法第16条第1項又は第2項に基づく届出対象行為¹⁷として市に届ける必要があります。

このうち、工作物の種類については、図表15に示します。

）

3. 長目の浜準景観地区における認定及び許可を要する行為と制限

指定地区内での建築物の建築など、工作物の建設および一定規模以上の開発行為などについては、薩摩川内市準景観地区条例に規定する認定または許可が必要となります。

図表19 長目の浜準景観地区に関する景観形成基準

建築物に関する形態意匠等の制限及び高さの最高限度		
建築物の形態意匠	色彩（外壁）	● 周辺になじむ色相とし、明度6以下、彩度2以下とすること。 ● アクセントとして上記以外の明度、彩度の色を組み合わせる場合は、その面の面積の10分の1以内とすること。 ● 木材、自然石などの自然素材（島内のものに限る。）による場合はこの限りではない。
	色彩（屋根）	● 周辺になじむ色相とし、明度3以下、彩度6以下とすること。

P23～
P30

2. 行為制限（景観形成基準）の設定

旧 ページ	旧	新 ページ	新																																
一般区域内における景観形成基準のガイドラインからの転記																																			
P24	2. 行為制限（景観形成基準）の設定 前項において届出られたすべての行為は、以下の基準を満たす必要があります。 図表 1 9 法第8条第4項第2号イ¹⁶に基づく建築物又は工作物に関する景観形成基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>都市文化ゾーン</th><th>田園文化ゾーン</th><th>海洋文化ゾーン</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高さ</td><td>● 周辺のまち並みから突出しない高さとなるように配慮する。</td><td>● 自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 ● 周辺の丘陵地などへの稜線を分断しない高さとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>形態・意匠 素材</td><td>● 周辺のまち並みと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。</td><td>● 周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。 ● 外観の素材については、なるべく自然素材を使用し、周辺景観と調和したものを選定する。</td><td></td></tr> <tr> <td>色彩</td><td>● 建築物等の外観は、住環境にふさわしい暖かみのある穏やかな色彩とする。 ● 地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。外壁の基調色彩は、質の高い、周辺景観と調和した色彩とする。</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	都市文化ゾーン	田園文化ゾーン	海洋文化ゾーン	高さ	● 周辺のまち並みから突出しない高さとなるように配慮する。	● 自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 ● 周辺の丘陵地などへの稜線を分断しない高さとする。		形態・意匠 素材	● 周辺のまち並みと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。	● 周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。 ● 外観の素材については、なるべく自然素材を使用し、周辺景観と調和したものを選定する。		色彩	● 建築物等の外観は、住環境にふさわしい暖かみのある穏やかな色彩とする。 ● 地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。外壁の基調色彩は、質の高い、周辺景観と調和した色彩とする。			P25	2. 一般区域内における行為制限（景観形成基準）の設定 前項において届出られたすべての行為は、以下の基準を満たす必要があります。 図表 1 6 法第8条第4項第2号イ¹⁶に基づく建築物又は工作物に関する景観形成基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>都市文化ゾーン</th><th>田園文化ゾーン</th><th>海洋文化ゾーン</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高さ</td><td>● 周辺のまち並みから突出しない高さとなるように配慮する。</td><td>● 自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 ● 周辺の丘陵地などへの稜線を分断しない高さとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>形態・意匠 素材</td><td>● 周辺のまち並みと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。</td><td>● 周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。 ● 外観の素材については、なるべく自然素材を使用し、周辺景観と調和したものを選定する。</td><td></td></tr> <tr> <td>色彩</td><td colspan="3"> ● 建築物等の外観は、住環境にふさわしい暖かみのある穏やかな色彩とする。 ● 地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避け、以下に示す色彩基準に適合したものとす。外壁の基調色彩は、質の高い、周辺景観と調和した色彩とする。 【色彩基準】 マンセル値¹⁶により色相R、Y R、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下とする。（屋外広告物については、屋外広告物条例の基準を適用する。） ただし、以下に示すものはこの限りではない。 （1） アクセント色として着色される部分（鉛直投影面積又は水平投影面積の5分の1以内とする） （2） 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来のもつ色彩 （3） 航空法その他の法令に基づき設置するもの （4） 市長が景観審議会の意見を聴き、次に該当すると認めるもの ア 質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの イ 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの </td></tr> </tbody> </table>	区 分	都市文化ゾーン	田園文化ゾーン	海洋文化ゾーン	高さ	● 周辺のまち並みから突出しない高さとなるように配慮する。	● 自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 ● 周辺の丘陵地などへの稜線を分断しない高さとする。		形態・意匠 素材	● 周辺のまち並みと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。	● 周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。 ● 外観の素材については、なるべく自然素材を使用し、周辺景観と調和したものを選定する。		色彩	● 建築物等の外観は、住環境にふさわしい暖かみのある穏やかな色彩とする。 ● 地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避け、以下に示す色彩基準に適合したものとす。外壁の基調色彩は、質の高い、周辺景観と調和した色彩とする。 【色彩基準】 マンセル値¹⁶により色相R、Y R、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下とする。（屋外広告物については、屋外広告物条例の基準を適用する。） ただし、以下に示すものはこの限りではない。 （1） アクセント色として着色される部分（鉛直投影面積又は水平投影面積の5分の1以内とする） （2） 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来のもつ色彩 （3） 航空法その他の法令に基づき設置するもの （4） 市長が景観審議会の意見を聴き、次に該当すると認めるもの ア 質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの イ 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの		
区 分	都市文化ゾーン	田園文化ゾーン	海洋文化ゾーン																																
高さ	● 周辺のまち並みから突出しない高さとなるように配慮する。	● 自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 ● 周辺の丘陵地などへの稜線を分断しない高さとする。																																	
形態・意匠 素材	● 周辺のまち並みと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。	● 周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。 ● 外観の素材については、なるべく自然素材を使用し、周辺景観と調和したものを選定する。																																	
色彩	● 建築物等の外観は、住環境にふさわしい暖かみのある穏やかな色彩とする。 ● 地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避ける。外壁の基調色彩は、質の高い、周辺景観と調和した色彩とする。																																		
区 分	都市文化ゾーン	田園文化ゾーン	海洋文化ゾーン																																
高さ	● 周辺のまち並みから突出しない高さとなるように配慮する。	● 自然環境や田園景観と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 ● 周辺の丘陵地などへの稜線を分断しない高さとする。																																	
形態・意匠 素材	● 周辺のまち並みと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材とする。	● 周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。 ● 外観の素材については、なるべく自然素材を使用し、周辺景観と調和したものを選定する。																																	
色彩	● 建築物等の外観は、住環境にふさわしい暖かみのある穏やかな色彩とする。 ● 地域の景観及び既存のまち並みに配慮した色彩とし、突出した印象の色彩を避け、以下に示す色彩基準に適合したものとす。外壁の基調色彩は、質の高い、周辺景観と調和した色彩とする。 【色彩基準】 マンセル値¹⁶により色相R、Y R、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下とする。（屋外広告物については、屋外広告物条例の基準を適用する。） ただし、以下に示すものはこの限りではない。 （1） アクセント色として着色される部分（鉛直投影面積又は水平投影面積の5分の1以内とする） （2） 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来のもつ色彩 （3） 航空法その他の法令に基づき設置するもの （4） 市長が景観審議会の意見を聴き、次に該当すると認めるもの ア 質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの イ 植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの																																		

¹⁶ マンセル値：色を数値的に表すための体系の一種で、色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）に基づいて表現するもの。本市の色彩基準に至った経緯やマンセル表色系については、景観ガイドライン（色彩編）を参照

第5章 景観提案制度

2. 景観提案地区、景観啓発地区、景観地区の提案基準

旧 ページ	旧	新 ページ	新
第3章1節内の景観提案地区、景観啓発地区、景観地区説明の構成替え、制度説明の注釈追加			
P26	2. 景観提案地区、景観啓発地区、景観地区の提案基準 (1) 景観提案地区の提案 本市には、良好な景観を有しており、地域のシンボルやイメージとなっており積極的な保全活用がなされている地区があります。 このような地区について、地区コミュニティ協議会は、「景観提案地区」として市に提案することができます。	P13	2. 景観提案地区、景観啓発地区、景観地区・準景観地区¹⁴、の提案基準 貴重な景観資源が象徴的に現れ、景観形成やまちづくりに対する理解が進んでいる地区を「景観提案地区」あるいは「景観啓発地区」とし、地区ごとに景観形成方針を定め、先導的に景観形成を推進します。また、地元地区と市の協働体制が構築され、良好な景観形成に關しての制限事項等に関する合意が得られた場合には、「景観地区」または「準景観地区」への移行を目指します。 図表8 景観形成ゾーンと景観提案地区、景観啓発地区及び景観地区等の関係 ¹⁴ 景観地区・準景観地区：「景観地区」は都市計画区域又は準都市計画区域内に定めることができる地区（法第61条第1項）、「準景観地区」は都市計画区域又は準都市計画区域以外の景観計画区域内に定めることができる地区（法第74条第1項）。

旧 ページ	旧	新 ページ	新
第3章 3 節内の景観啓発地区(P13～15)の構成替え			
P26	(2) 景観啓発地区の提案 景観提案地区として指定されたもののうち、地元地区において景観に関する意識の高揚や大まかな地区の範囲などについて協議がなされ、将来の景観地区への移行を積極的に目指す地区について、地区コミュニティ協議会は、「景観啓発地区」として市に提案することができます。 [提案・指定基準] ① 地区内で景観の形成に関する勉強会等を実施することにより、良好な景観の形成についての意識が高まっている地区 ② 将来の景観地区指定に向けて、大まかな地区の範囲の検討がなされた地区	P13～ P15	(2) 景観啓発地区の提案 景観提案地区として指定されたもののうち、地元地区において景観に関する意識の高揚や大まかな地区の範囲などについて協議がなされ、将来の景観地区または準景観地区への移行を積極的に目指す地区について、地区コミュニティ協議会は、「景観啓発地区」として市に提案することができます。現在、入来麓周辺地区、蘭牟田池周辺地区を指定しています。 [提案・指定基準] ① 地区内で景観の形成に関する勉強会等を実施することにより、良好な景観の形成についての意識が高まっている地区 ② 将来の景観地区等指定に向けて、大まかな地区の範囲の検討がなされた地区 入来麓周辺地区 入来麓周辺地区は、入来麓伝統的建造物群保存地区を核とした樋脇川沿岸の植生及び清色城跡を背景に、向山と愛宕山に向けて地区内の道路が整備されている歴史的景観があり、玉石垣群と生垣等の緑豊かな景観となっています。 そこで、この地区の歴史的に貴重な景観を財産として保全することにより、後世へ歴史的資産として残すことを目指して、伝統的建造物群保存地区の制度と連動しながら現在の歴史景観の保全・活用を図ります。 } 蘭牟田池周辺地区 蘭牟田池周辺地区は、飯盛山や愛宕山に代表される外輪山に囲まれた景観が広がっており、平成17年にはベッコウトンボなどの希少動物や天然記念物として指定されている泥炭形成植物群落が存在する蘭牟田池が、ラムサール条約にも登録されるなど自然豊かな景観となっています。 そこで、この地区を、自然と調和する色彩等で景観形成を図ることにより、市民や観 }

旧 ページ	旧	新 ページ	新
第3章 4 節内の準景観地区(P16～17) の構成替え			
P26	(3) 景観地区の提案 景観啓発地区として指定されたもののうち、地元地区において景観に関する研修会などを実施し、景観地区に移行した場合の具体的範囲や建築物の形態意匠等の他、将来の景観保全や活用方針等について十分に協議がなされ、合意が得られた地区について、地区コミュニティ協議会は、「景観地区」として市に提案することができます。 [提案・指定基準] ① 地区内で景観の形成に関する研修会等を実施することにより、良好な景観の形成についての理解が深まった地区 ② 景観地区指定に向けての具体的な地区の範囲について、合意が得られた地区 ③ 景観地区指定に向けての建築物の形態意匠等の制限内容について、合意が得られた地区	P16～ P17	(3) 景観地区・準景観地区[※]の提案 景観啓発地区として指定されたもののうち、地元地区において景観に関する研修会などを実施し、景観地区または準景観地区に移行した場合の具体的範囲や建築物の形態意匠等の他、将来の景観保全や活用方針等について十分に協議がなされ、合意が得られた地区について、地区コミュニティ協議会は、「景観地区」または「準景観地区」として市に提案することができます。現在、長目の浜準景観地区を指定しています。 [提案・指定基準] ① 地区内で景観の形成に関する研修会等を実施することにより、良好な景観の形成についての理解が深まった地区 ② 景観地区等指定に向けての具体的な地区の範囲について、合意が得られた地区 ③ 景観地区等指定に向けての建築物の形態意匠等の制限内容について、合意が得られた地区 長目の浜準景観地区 長目の浜周辺地区は、良好な景観を保全し未来へ引き継いでいくため景観法第74条の規定に基づき、平成25年7月1日に「長目の浜準景観地区」として指定しました。地区の陸側の範囲は、3つの視点場（田之尻展望所・渡り口・長目の浜展望所）から見ることのできる山の稜線とします。

3. 景観重要資産、景観重要建造物、景観重要樹木の提案基準

旧
ページ

新
ページ

旧

新

景観重要建造物、景観重要樹木説明の追加

P28

(2) 景観重要建造物（法第19条）・景観重要樹木の指定（法28条）

地区コミュニティ協議会は、景観重要資産に指定された景観資源のうち、良好な景観の形成上重要な役割を果たしており、道路など公共の場所から容易に見ることができる建造物や樹木について、景観法に規定する「景観重要建造物」「景観重要樹木」として提案することができます。

(3) 景観重要建造物

地区コミュニティ協議会は、景観重要資産のうち、良好な景観の形成に重要な役割を果たしている建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件も含む）で、次に掲げる基準に該当するものを、所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）との協議を行ったうえで、景観重要建造物として提案することができます。

【提案・指定基準】

① 周辺地域の良好な景観を特徴付けている建造物であること。

② 歴史的、または建築的価値を持つ建造物であること。（文化財保護法による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。）

③ 市民に親しまれ愛されている建造物であること。

(4) 景観重要樹木

地区コミュニティ協議会は景観重要資産のうち、良好な景観の形成に重要な役割を果たしている樹木で、次に掲げる基準に該当するものを、所有者等との協議を行ったうえで、景観重要樹木として提案することができます。

【提案・指定基準】

① 市内の他の地域では見ることができない希少な樹木であること。

② 相当の樹齢を重ねた古木や巨大樹木であること。（文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。）

③ 地域のシンボルとなっており、市民に親しまれ愛されている樹木であること。

P19

~~(2) 景観重要建造物（法第19条）・景観重要樹木の指定（法28条）~~

~~地区コミュニティ協議会は、景観重要資産に指定された景観資源のうち、良好な景観の形成上重要な役割を果たしており、道路など公共の場所から容易に見ることができる建造物や樹木について、景観法に規定する「景観重要建造物」「景観重要樹木」として提案することができます。~~

(2) 景観重要建造物の指定（法第19条）

地区コミュニティ協議会は、景観重要資産のうち、良好な景観の形成に重要な役割を果たしている建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件も含む）で、次に掲げる基準に該当するものを、景観重要建造物として提案することができます。指定は、所有者等の同意を得た上で行うものとします。なお、指定された建造物は、その現状変更に関して許可が必要になります。

【提案・指定基準】

① 周辺地域の良好な景観を特徴付けている建造物であること。

② 歴史的、または建築的価値を持つ建造物であること。（文化財保護法による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。）

③ 市民に親しまれ愛されている建造物であること。

(3) 景観重要樹木の指定（法28条）

地区コミュニティ協議会は景観重要資産のうち、良好な景観の形成に重要な役割を果たしている樹木で、次に掲げる基準に該当するものを、景観重要樹木として提案することができます。指定は、所有者等の同意を得た上で行うものとします。なお、指定された樹木は、その現状変更に関して許可が必要になります。現在、南瀬の夫婦イチョウ（雄株）（雌株）を指定しています。

【提案・指定基準】

① 市内の他の地域では見ることができない希少な樹木であること。

② 相当の樹齢を重ねた古木や巨大樹木であること。（文化財保護法による特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定されているものは除く。）

③ 地域のシンボルとなっており、市民に親しまれ愛されている樹木であること。

掲載月の削除

P29

景 観 重 要 資 産

(R5.5月現在)

番号

指定日

コミュニティ協議会名

名称

備考

第1号

H21.12.18

藤本地区コミュニティ協議会

藤本滝

P20

~~景 観 重 要 資 産~~

~~(R5.5月現在)~~

番号

指定日

コミュニティ協議会名

名称

備考

第1号

H21.12.18

藤本地区コミュニティ協議会

藤本滝

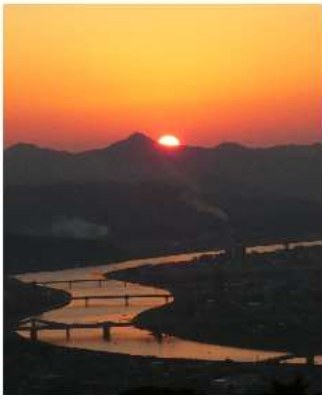
第6章 その他の良好な景観形成に関する方針

1. 屋外広告物の表示及び掲出に関する基本事項の策定

旧 ページ	旧	新 ページ	新
屋外広告物の表示及び掲出に関する内容の変更			
P32	1. 屋外広告物²²の表示及び掲出に関する基本事項の策定 屋外広告物は、屋外で公衆に表示されるものであり、商業活動における情報提供、各施設への案内、危険場所の注意喚起等多種多様な目的に応じ、多くの場所で行われ、私たちの日常生活の情報源としても欠かすことのできないものです。 一方で、これら広告物の設置は、景観の形成に大きな影響を与えるもので、市街地部や主要な幹線沿いでの設置については、そのまちを印象付けることになる一つの要素になります。 そのため、本市の良好な景観の形成を推進するうえで、重要な要素である屋外広告物について、その表示又は掲出に関する基本事項の策定について今後検討します。	P31	1. 屋外広告物²³の表示及び掲出する物件の設置の制限 屋外広告物は、屋外で公衆に表示されるものであり、商業活動における情報提供、各施設への案内、危険場所の注意喚起等多種多様な目的に応じ、多くの場所で行われ、私たちの日常生活の情報源としても欠かすことのできないものです。 一方で、これら広告物の設置は、景観の形成に大きな影響を与えるもので、市街地部や主要な幹線沿いでの設置については、そのまちを印象付けることになる一つの要素になります。 現在、本市では、鹿児島県屋外広告物条例により、一定の規制が行われていますが、今後、必要に応じて本市の景観上の特性をふまえた規制・誘導のあり方について検討します。

2. 景観重要公共施設の整備

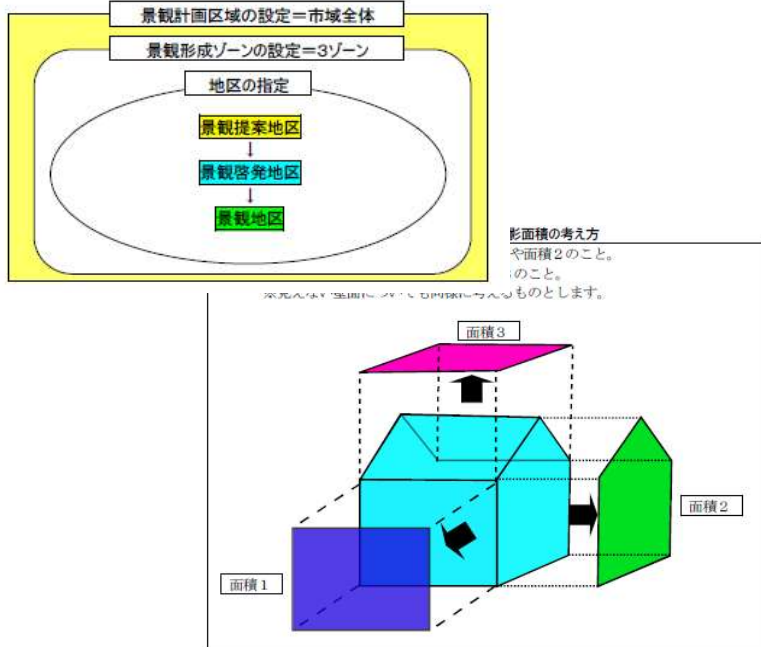
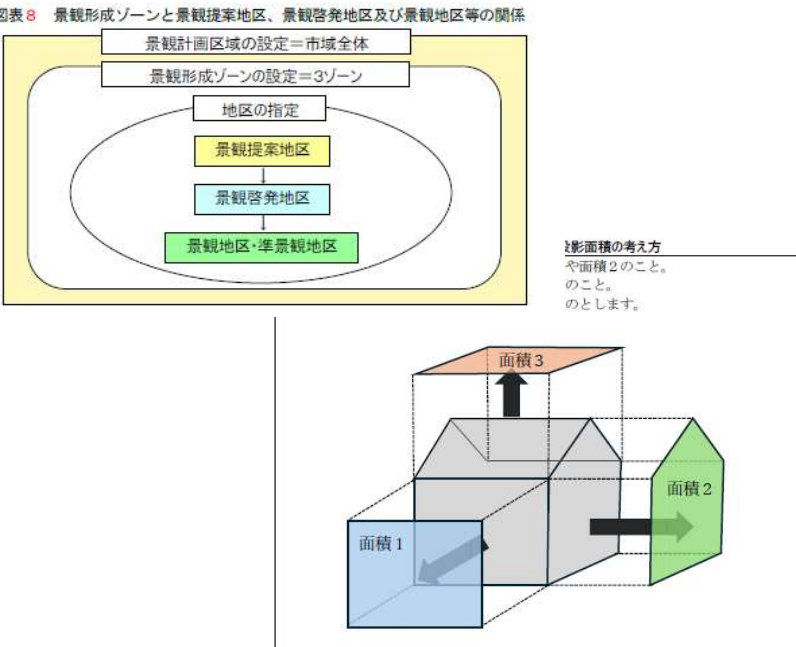
旧 ページ	旧	新 ページ	新
各景観重要公共施設の景観形成方針等表示変更			
P32～ P35	(2) 景観重要河川「一級河川川内川」 景観形成方針「川内川を中心とした水景文化空間を活かした魅力的な河川景観の創出」 一級河川川内川は、九州を代表する河川であり、市民生活と密着した水景文化空間といえます。そこで、川内川を景観法第8条第2項第4号ロ²⁴及びハに基づく「景観重要河川」に指定し、景観形成方針を「川内川を中心とした水景文化空間を活かした、魅力的な河川景観の創出」と定め、市民にとって身近な水と緑の景観資源として保全・育成を図ります。 (1) 景観重要公共施設の整備に関する方針 ○国が定めた「川内川水系河川整備計画」に基づき、河川や周辺環境が織り成す個性的な魅力づくりに配慮した整備や生態系に配慮した自然環境の保全・創出などを進め、川内川らしい河川景観を形成する。 ○市民のオアシスとなる空間として、安全性を考慮しつつ、潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。 (2) 景観重要公共施設に関する基準のうち、良好な景観形成に必要なもの 河川法第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項の許可の基準 景観重要河川において、土地の占用、土石等の採取、工作物の新築等、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為等を行う場合は、以下の事項に配慮することとします。 ○工作物等の設置にあたっては、景観形成の方針を妨げないよう努める。 ○周辺の自然環境との調和や眺望景観に配慮するように努める。	P32～ P35	(2) 景観重要河川「一級河川川内川」 一級河川川内川は、九州を代表する河川であり、市民生活と密着した水景文化空間といえます。そこで、川内川を景観法第8条第2項第4号ロ²⁴及びハに基づく「景観重要河川」に指定し、景観形成方針を次のように定め、市民にとって身近な水と緑の景観資源として保全・育成を図ります。 景観形成方針 川内川を中心とした水景文化空間を活かした魅力的な河川景観の創出 整備の方針 ・国が定めた「川内川水系河川整備計画」に基づき、河川や周辺環境が織り成す個性的な魅力づくりに配慮した整備や生態系に配慮した自然環境の保全・創出などを進め、川内川らしい河川景観を形成する。 ・市民のオアシスとなる空間として、安全性を考慮しつつ、潤いや安らぎを感じられる親水性の高い空間の整備を行う。 良好な景観形成に必要なもの ・河川法第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項の許可の基準 - 土地の占用、土石等の採取、工作物の新築等、土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為等を行う場合は、以下の事項に配慮する。 ・工作物等の設置にあたっては、景観形成の方針を妨げないよう努める。 ・周辺の自然環境との調和や眺望景観に配慮するように努める。

旧 ページ	旧	新 ページ	新
景観に配慮された景観重要公共施設写真の追加			
P32	 夕暮れの川内川	P32	 夕暮れの川内川  緑化に配慮された大小路都市緑地

3. 景観農業振興地域整備計画の策定

旧 ページ	旧	新 ページ	新
制度名の変更・注釈追加			
P37	3. 景観農業振興地域整備計画²⁵の策定 景観計画区域の農業振興地域内について、ふるさとの魅力あふれる景観を保全するために、必要となる基本的な事項を今後検討します。 また、中山間地域等直接支払制度及び農地・水・環境保全向上対策の活用により、地域住民が主体的に地域の景観保全に取り組めるように支援します。  入来町内之尾の棚田（棚田100選）	P31	2. 景観農業振興地域整備計画²³の策定 景観計画区域の農業振興地域内について、ふるさとの魅力あふれる景観を保全するために、必要となる基本的な事項を今後検討します。 また、中山間地域等直接支払制度²⁴及び多面的機能支払制度²⁵の活用により、地域住民が主体的に地域の景観保全に取り組めるように支援します。 ²⁴ 中山間地域等直接支払制度：農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続支援を行う制度。 ²⁵ 多面的機能支払制度：農業・農村の有する多面的機能（国土保全、水源かん養、景観形成等）の維持・発揮のための地域共同活動等に対して支援を行う制度。

その他

旧 ページ	旧	新 ページ	新																
図表番号等の再付番																			
全体	図表 1 7 届出対象行為 <table><tr><th>行為</th><th>事 項</th><th>基 準</th></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>第一種低層住居専用地域</td><td rowspan="3">● 延べ面積が1, 0 0 0㎡を超えるもの 又は 軒高7 mを超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上のもの</td></tr><tr><td>第二種低層住居専用地域</td></tr><tr><td>第一種中高層住居専用地域</td></tr></table>	行為	事 項	基 準		第一種低層住居専用地域	● 延べ面積が1, 0 0 0㎡を超えるもの 又は 軒高7 mを超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上のもの	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	全体	図表 1 4 届出対象行為 <table><tr><th>行為</th><th>事 項</th><th>基 準</th></tr><tr><td rowspan="3"></td><td>第一種低層住居専用地域</td><td rowspan="3">● 延べ面積が1, 0 0 0㎡を超えるもの 又は 軒高7 mを超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上のもの</td></tr><tr><td>第二種低層住居専用地域</td></tr><tr><td>第一種中高層住居専用地域</td></tr></table>	行為	事 項	基 準		第一種低層住居専用地域	● 延べ面積が1, 0 0 0㎡を超えるもの 又は 軒高7 mを超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上のもの	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
行為	事 項	基 準																	
	第一種低層住居専用地域	● 延べ面積が1, 0 0 0㎡を超えるもの 又は 軒高7 mを超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上のもの																	
	第二種低層住居専用地域																		
	第一種中高層住居専用地域																		
行為	事 項	基 準																	
	第一種低層住居専用地域	● 延べ面積が1, 0 0 0㎡を超えるもの 又は 軒高7 mを超えるもの 又は 地階を除く階数が3以上のもの																	
	第二種低層住居専用地域																		
	第一種中高層住居専用地域																		
色彩の変更																			
全体	(2) 景観形成の目標と方針 都市文化ゾーンの景観形成の目標を「うるおいと活力に満ちた、風格のある市街地景観（水景文化空間¹³）の形成」とし、方針は次のとおりとします。 ● 地域の第一印象となる駅前や幹線道路にふさわしいまち並みを形成する。 ● 商業地と住宅地が快適に共存できるまち並み景観を形成する。 ● 川内川を中心とした河川空間において、うるおいと安らぎのある水辺景観を形成する。 図表 1 0 景観形成ゾーンと景観提案地区、景観啓発地区及び景観地区の関係  影面積の考え方 や面積2のこと。 のこと。 のとします。	全体	(2) 景観形成の目標と方針 都市文化ゾーンの景観形成の目標を「うるおいと活力に満ちた、風格のある市街地景観（水景文化空間¹³）の形成」とし、方針は次のとおりとします。 ● 地域の第一印象となる駅前や幹線道路にふさわしいまち並みを形成する。 ● 商業地と住宅地が快適に共存できるまち並み景観を形成する。 ● 川内川を中心とした河川空間において、うるおいと安らぎのある水辺景観を形成する。 図表 8 景観形成ゾーンと景観提案地区、景観啓発地区及び景観地区等の関係  影面積の考え方 や面積2のこと。 のこと。 のとします。																

旧 ページ	旧	新 ページ	新
表紙書体等の変更			
表紙	薩摩川内市ふるさと景観計画 雄大な自然と悠久の歴史・文化を体感できる ふるさと薩摩川内の風土づくり  令和5年9月 薩摩川内市	表紙	薩摩川内市ふるさと景観計画 雄大な自然と悠久の歴史・文化を体感できる ふるさと薩摩川内の風土づくり  薩摩川内市 令和6年12月 改定 令和7年4月 施行 (平成21年3月 策定)